

令和8年度 篠栗町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度篠栗町一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1. 処理計画区域

篠栗町全域

2. 処理計画量

処理区分			処理量
塵芥	可燃ごみ	生活系	5, 393 t
		事業系	1, 110 t
		計	6, 503 t
	不燃ごみ		216 t
	資源ごみ		693 t
	粗大ごみ、その他のごみ		281 t
計			7, 693 t
生活排水	し尿		1, 525kl
	浄化槽汚泥		1, 666kl
計			3, 191kl

※表中数値は、一般廃棄物処理実態調査(令和6年度実績)に基づく概数

3. 一般廃棄物の種類及び収集方法

(1) 塵芥

分別の種類	収 集 方 法	備 考
事業系可燃物	週2回収集(指定袋制)	1. 委託業者による戸別収集 2. 共同住宅等は、ステーション収集 3. 早朝収集のため、前日の夜からごみ出し可とする 4. 自己搬入が可能 5. 定期収集は、町内を3地区に分けて収集 6. 許可業者と個別契約が可能
生活系可燃物	週2回収集(指定袋制)	
資源ごみ(缶・びん)	月2回収集(指定袋制)	
資源ごみ(ペットボトル)	月2回収集(指定袋制)	
その他の不燃ごみ	月2回収集(指定袋制)	
粗大ごみ	申込みによる戸別収集(シール制)	

(2) 生活排水(し尿及び浄化槽汚泥)

種 類	収 集 方 法
し尿	月1回又は利用者の依頼により許可業者が収集
浄化槽汚泥	浄化槽管理者の依頼により許可業者が収集

4. 処理に係る一般廃棄物の処分方法

- (1) 塵芥は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合「クリーンパークわかすぎ」において処理する。
- (2) し尿及び浄化槽汚泥は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合「酒水園」において処理する。
- (3) 罹災時の処理困難物等の処理については、要綱の制定行い、制定した要綱に基づき処理を行う。

5. 篠栗町が行う一般廃棄物の処分に関し、町長が指定する場所

(1) 塵芥

名 称	処 理	能 力	所 在 地
須恵町外二ヶ町清掃施設組合 「クリーンパークわかすぎ」	固形燃料化	177t/日(16h)	糟屋郡篠栗町大字若杉 779-18
	資源選別	30t/日(5h)	
中山リサイクル産業 株式会社	クリーンパークわかすぎで処理できない廃木材等の木屑について、破碎後チップ化する。		糟屋郡須恵町大字植木 85-1

(2) し尿及び浄化槽汚泥

名 称	処 理	能 力	所 在 地
須恵町外二ヶ町清掃施設組合 酒水園	(低希釈)二段活性汚泥法	100kl/日	糟屋郡粕屋町酒殿 1-1

(3) 再生処理

名 称	処 理	能 力	所 在 地
南国興産(株)	魚滓の再生加工	62t/年	宮崎県都城市高城町有水 1941 番地
(株)M I R A I Z	草木の肥料化	10t/年	糟屋郡篠栗町大字若杉 282 番地 1 他

6. 町長が委託、許可又は指定し、一般廃棄物の収集・運搬及び浄化槽の清掃を業として行う者

種 類	名 称	内 容
	所 在 地	
塵芥	西日本環境整備(株)	許可による塵芥の収集・運搬 委託による塵芥の収集・運搬
	篠栗町尾仲 1-13-19	
	(株)篠栗清掃センター	
	篠栗町津波黒 4-1-10	
	(有)篠栗営業センター	許可による塵芥の収集・運搬
	篠栗町大字尾仲 700-2	
	(有)福岡環境保全	
	久山町大字久原 2241-2	
し尿	(有)篠栗営業センター	許可によるし尿の収集・運搬
	篠栗町大字尾仲 700-2	
	西日本環境整備(株)	
	篠栗町尾仲 1-13-19	
浄化槽汚泥	西日本環境整備(株)	許可による浄化槽の清掃及び 浄化槽汚泥の収集・運搬
	篠栗町尾仲 1-13-19	
	(有)篠栗営業センター	
	篠栗町大字尾仲 700-2	
	(有)福岡環境保全	
再生資源運搬	久山町大字久原 2241-2	ペットボトルの収集、運搬及び 中間処理
	(有)須恵衛生工業	
	須恵町上須恵 1068	空き缶の収集、運搬及び中間 処理
	西鉄メタル(株)	
	宇美町若草 2-17-8	ストックヤード及び資源集団回 収により回収した資源物の受け 入れ
	平城商店	
	志免町志免 2-6-18	
	(有)久保田商店	
	東区社領 3-12-6	

種 類	名 称	内 容
	所 在 地	
再生資源運搬	(株)寺松商店 博多港物流センター 福岡市東区箱崎ふ頭 4-13-24	ストックヤード及び資源集団回収により回収した資源物の受け入れ
	(株)松本光春商店 糟屋郡粕屋町柚須 145	
	(公社)篠栗町シルバー人材センター 篠栗町中央 4-20-26	
	福岡県魚滓集荷協同組合 福岡市東区香住ヶ丘 4-42-7	
		町内店舗の魚滓を収集、運搬 業務受託:南国殖産(株)

※し尿・浄化槽汚泥の酒水園搬入については粕屋町の一般廃棄物運搬許可による。

7. 一般廃棄物抑制のための方策

(1) 資源集団回収奨励金

ごみの減量化及び資源の有効的な再利用を図るため、資源集団回収を実施する各種団体等に対し、資源回収量の実績に基づき1kgあたり10円の奨励金を交付する。また、特別奨励品目についてはさらに1kgあたり10円を加算する。

(2) 生ごみ処理器購入補助金

家庭から発生する生ごみを再資源化し、ごみの減量化を図るため、生ごみ処理器を購入した世帯に対し、5年間に2基を限度として、1基あたり3,000円を補助する。

(3) 電気式生ごみ処理機購入補助金

家庭から発生する生ごみの減量化を図るため、電気式生ごみ処理機を購入した世帯に対し、5年間に1基を限度として、1基あたり20,000円を補助する。

(4) リサイクル推進奨励金

資源ごみの分別収集を推進し、資源のリサイクルとごみの減量化を図るため、各行政区の各組合に対しリサイクル推進奨励金を交付する。

(5) 篠栗町廃棄物減量等推進協議会

町長が委嘱した篠栗町廃棄物減量等推進員で組織し、ごみの減量、分別回収等に係る啓発活動等を実施する。

(6) 資源回収ストックヤード

町内数ヶ所に資源回収ストックヤードを設置し資源物を回収することにより、ごみの減量化及び資源の有効的な再利用を図る。

(7) ペットボトルキャップの回収

町の施設等にペットボトルキャップ回収器を設置し、ペットボトルキャップを回収する。回収したペットボトルキャップは、NPO法人エコキャップ推進協会を通じてペットボトルキャップのリサイクルに資するとともに、国内外の環境、医療、福祉活動等に寄与する。

8. 生活排水の適正処理に係る方策

(1) 浄化槽整備・設置補助金

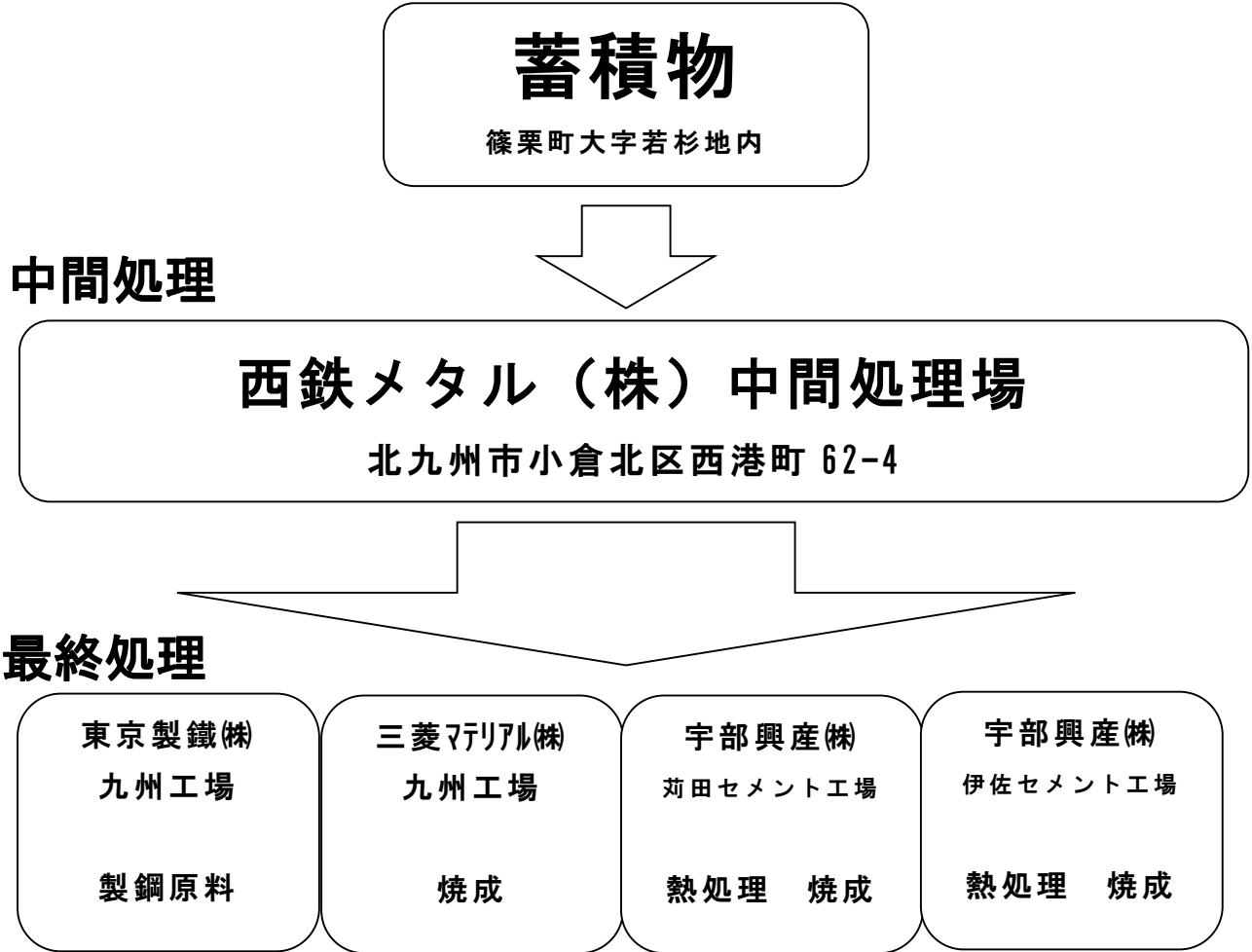
下水道計画区域外の専用住宅において、浄化槽を設置する場合、浄化槽の規模に応じて補助金を交付する。

補助金額は、5人槽454,000円、7人槽594,000円、10人槽829,000円、汲み取り便所等を改造する場合の加算額100,000円。

9. 篠栗町大字若杉地内における蓄積物の処理について

篠栗町大字若杉地内における令和2年度に発覚した蓄積物の処理について、地権者、借主及び公共機関（町、県、警察）において協議の結果、篠栗町の委託により、下記業者において処理を行なっている。進捗については監視等を行っている。

(1) 処理過程



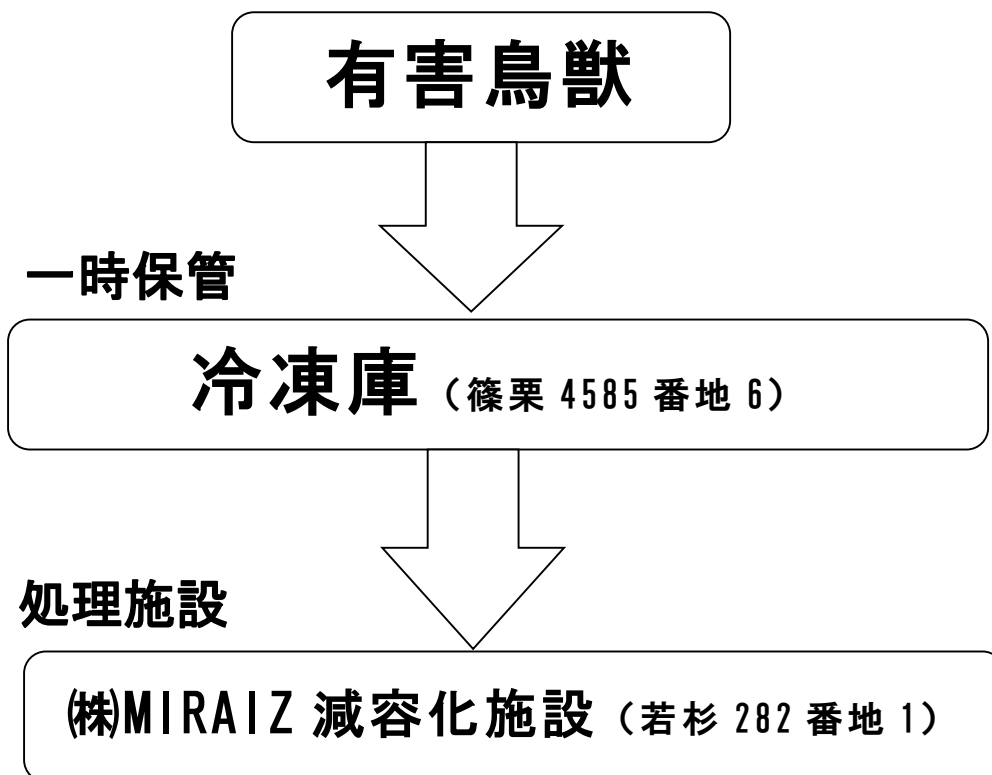
(2) 年間処理量（見込）

10トン

10. 有害鳥獣減容化施設における処理について

農作物被害対策等で捕獲されたイノシシやシカなどの有害鳥獣を、処理にあたり埋設場所の減少や狩猟従事者の高齢化により埋設が困難になってきたため、篠栗町の委託により、有害鳥獣減容化施設を利用した処理を令和6年3月より行なっている。

(1) 処理過程



(2) 年間処理量(見込)

100頭